

広島県教員等資質向上指標（教諭・講師）

区分※		採用期	充実期	発展期
授業	計画	・教科等における育成すべき資質・能力を理解している。 ・教科等の指導内容についての知識・技能を身に付けている。 ・幼児児童生徒の発達段階を理解している。	・当該学校における育成すべき資質・能力を理解している。 ・幼児児童生徒の実態を理解している。	・育成すべき資質・能力について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、提案することができる。 ・幼児児童生徒の実態やカリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた指導計画となるよう助言、支援を行うことができる。
		・カリキュラム・マネジメントの意義や重要性を理解し、主体的な学びの充実につながる各単元の学習指導計画及び学習指導案を作成することができる。	・カリキュラム・マネジメントに係る役割を認識し、実態に応じて主体的な学びの充実につながる年間指導計画、各単元の学習指導計画及び学習指導案を作成することができる。	・主体的な学びを広めるために、授業力向上につながる授業公開を積極的に行うことができる。 ・授業力向上に向け、授業観察を積極的に行い、より良い指導方法を助言できる。
	指導	・主体的な学びを意識した授業を展開することができる。 ・指導のねらいを達成することができる。 ・デジタル機器を活用することができる。	・実態に応じてファシリテートする等、主体的な学びの授業を展開することができる。 ・指導の手立てを工夫するなど、幼児児童生徒の学習状況に対応することができる。 ・授業のねらいを達成するために、デジタル機器を効果的に活用したり、幼児児童生徒に活用させたりすることができる。	・幼児児童生徒の学習状況及び自己の授業の評価を授業改善につなげることができる。
		・幼児児童生徒の発達段階を理解し、学習状況を評価することができる。 ・主要な学習評価の方法を理解し、学習評価を踏まえた授業につなげることができる。	・様々な学習評価の方法を活用し、適切に幼児児童生徒の学習状況及び自己の授業を評価することができる。	・幼児児童生徒の学習状況及び自己の授業の評価方法について、研究を行い、より良い評価方法を提案することができる。 ・当該学校の授業力向上の取組に対して、適切に助言することができる。 ・授業研究等において、適切な助言を行うことができる。
	評価	・幼児児童生徒の発達段階を理解し、学習状況を評価することができる。 ・主要な学習評価の方法を理解し、学習評価を踏まえた授業につなげることができる。	・幼児児童生徒の学習状況及び自己の授業の評価を授業改善につなげることができる。	・幼児児童生徒の学習状況及び自己の授業の評価方法について、研究を行い、より良い評価方法を提案することができる。 ・当該学校の授業力向上の取組に対して、適切に助言することができる。 ・授業研究等において、適切な助言を行うことができる。
		・生徒指導の意義を理解している。 ・生徒指導を進めるために必要な知識・技能や素養を身に付けている。 ・幼児児童生徒の発達段階を理解している。 ・幼児児童生徒の悩みや思いを受け止めることができる。	・幼児児童生徒の自己指導能力を育成することができる。 ・生徒指導の三つの機能を生かした指導を行うことができる。 ・個々の幼児児童生徒の成長や発達を理解している。 ・幼児児童生徒の悩みや思いに寄り添った指導を行うことができる。	・生徒指導に必要な事項について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・当該学校における生徒指導を組織的・計画的に運営することができる。 ・学校教育全般を見通す視野や見識を持ち、管理職と関係教職員との連携を図ることができる。 ・生徒指導上の課題について、適切な実態把握を行い、方針を明確にした取組を進めることができる。 ・関係教職員及び相談機関等との連携を通して、教育相談体制の充実を進めることができる。
生徒指導	学級経営	・学級経営の内容を理解している。 ・学級経営の計画を作成し、指導することができる。	・幼児児童生徒の実態を理解している。 ・幼児児童生徒の個性を生かしつつ、役割意識や規範意識を醸成する学級経営を行うことができる。 ・幼児児童生徒同士で課題発見・解決に主体的に取り組み、高め合う力を育成することができる。	・専門的知識を生かし、多様な場面において、幼児児童生徒を指導することができる。 ・学級経営において、学年全体の高揚を視点に取り組むことができる。 ・当該学年の学級経営について、適切に助言・支援することができる。
		・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の障害の特性及び心身の発達を理解している。 ・特別の教育的ニーズのある幼児児童生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解している。 ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の個別の指導計画を作成する意義と方法を理解している。 ・合理的配慮や基礎的環境整備について理解している。	・幼児児童生徒の多様性を教育的ニーズとして丁寧に見取り、そのニーズに応じた指導を計画的に進めていくことができる。 ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒を含め、全ての幼児児童生徒の持てる能力を高めることができる。	・学校内の協力体制を構築するとともに、保護者や学校間、関係機関との連携協力体制の整備を図ることができる。 ・特別支援教育に関する法令、教育課程及び指導方法についての知識を基に、関係教職員に助言、支援することができる。
	キャリア教育・進路指導	・キャリア教育の意義や効果を理解している。 ・当該学校のキャリア教育全体計画を理解している。 ・幼児児童生徒が抱える個別のキャリア教育・進路指導上の課題に向き合う指導の考え方や在り方を理解している。 ・全ての幼児児童生徒を対象としたキャリア教育・進路指導の考え方や指導の在り方を理解している。	・個性・能力の伸長や自己を生かしていく態度の育成を図る指導を行うことができる。 ・組織的な指導体制のもと、キャリア教育の視点に立った進路指導を行うことができる。 ・体系的にキャリア教育を推進するために、関係機関等と連携し、組織的に進めることができる。	・当該学校のキャリア教育・進路指導の成果と課題を的確に把握することができる。 ・当該学校の状況を踏まえ、キャリア教育・進路指導に係る研修を企画・運営することができる。 ・関係教職員に全ての学年の状況を踏まえた助言・支援を行うことができる。
		・学校及び教員の役割及び職務内容を理解している。 ・学校経営計画を理解している。 ・何事に対しても、自律し挑戦することができる。 ・他者と協働・協調して職務に携わることができる。 ・職務を遂行するために、生涯にわたって学び続けることの必要性を理解している。 ・各学校の実情に合わせた学校経営を行うことの意義を理解している。	・学校経営計画及び校内における役割を理解し、組織の一員としてのアイデンティティを持っている。 ・学校経営計画の実行において、職務を適切に遂行するとともに、自律し挑戦し続けることができる。	・学校経営に必要な事項について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・学校経営上の諸課題を把握し、専門的な知識に基づき改善策を提案することができる。 ・教職員が持っている力を引き出すことができる。 ・自由闊達な雰囲気づくりを行うことができる。 ・意見が対立する場合においても、関係教職員にきちんとした説明をするなど、具体的な方策により助言・支援を行うことができる。
組織マネジメント	組織・環境づくり	・保護者、地域、関係機関との連携や協働による教育活動の意義及び方法について理解している。 ・保護者、地域、関係機関との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。	・保護者、地域、関係機関と連携し、「地域とともにある学校づくり」に参画することができる。 ・保護者や地域の意見や要望等を把握している。	・保護者、地域、関係機関との連携の在り方について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、関係教職員に助言・支援を行うことができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、管理職に適切に意見を述べるることができる。
		・学校安全の目的や、学校の管理下で起こることへの対応について、具体的な取組を理解している。 ・教員に課せられる職務上・身分上の義務を理解し、教員としての自覚を持ち、法令等を遵守することができる。	・学校の管理下で起こることについて、学校安全の観点等から予想されることを想定し行動をとることができる。 ・当該学校の教育活動について、根拠となる法令等を踏まえて、組織的に進めることができる。	・法令等や危機管理に関わることについて研究を行い、関係教職員に情報提供することができる。 ・法令等や危機管理に関わることについて、研修を企画・立案することができる。
	関係機関等との協働	・保護者、地域、関係機関との連携や協働による教育活動の意義及び方法について理解している。 ・保護者、地域、関係機関との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。	・保護者、地域、関係機関と連携し、「地域とともにある学校づくり」に参画することができる。 ・保護者や地域の意見や要望等を把握している。	・保護者、地域、関係機関との連携の在り方について研究を行い、当該学校の状況を踏まえ、より良い取組を提案することができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、関係教職員に助言・支援を行うことができる。 ・保護者、地域、関係機関との連携について、管理職に適切に意見を述べることができる。
危機管理	・学校安全の目的や、学校の管理下で起こることへの対応について、具体的な取組を理解している。 ・教員に課せられる職務上・身分上の義務を理解し、教員としての自覚を持ち、法令等を遵守することができる。	・学校の管理下で起こることについて、学校安全の観点等から予想されることを想定し行動をとることができる。 ・当該学校の教育活動について、根拠となる法令等を踏まえて、組織的に進めることができる。	・法令等や危機管理に関わることについて研究を行い、関係教職員に情報提供することができる。 ・法令等や危機管理に関わることについて、研修を企画・立案することができる。	

※ 各区分は、相互に結び付いている。